

(地球温暖化対策の推進に関する法律
第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第3次 朝日町地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】



令和6年4月

三重県朝日町

目 次

第1章 背景	1
1. 計画策定の背景	1
① 気候変動の影響	1
② 国際的な動向	1
③ 国内の動向	2
④ 本町の取組	2
第2章 基本的事項	4
1. 計画の目的	4
2. 対象範囲	4
3. 対象とする温室効果ガス	4
4. 計画期間	4
5. 上位計画及び関連計画との位置付け	5
第3章 温室効果ガス排出状況	6
1. エネルギー消費量	6
2. 電気契約事業者	6
3. 温室効果ガス算定方法	7
4. 温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	7
5. 温室効果ガス排出量増減要因	8
① 増加要因	8
② 減少要因	8
第4章 温室効果ガス排出量削減目標	9
1. 目標設定の考え方	9
2. 数量的な削減目標	9
第5章 目標達成に向けた取り組み	10
1. 取組みの基本方針	10
2. 省資源・省エネルギーの推進	10
① 公共施設等の改善	10
② 電気使用量の削減	10
③ 燃料使用量の削減	11
④ 省資源化の取組	11
⑤ その他の取組	11
第6章 進捗管理体制、進捗状況の公表	12
1. 推進体制	12
① 地球温暖化対策推進責任者	12
② 地球温暖化対策推進委員	12
③ 地球温暖化対策事務局	12
2. 進捗管理	12
① 事務事業編の見直し	12
② 進捗状況の公表	12
資料1 朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱	13

第1章 背景

1. 計画策定の背景

① 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月、IPCC第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨等のリスクは更に高まることが予測されています。

② 国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる、パリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

関連する主なSDGs



③ 国内の動向

我が国では 1998（平成 10）年、地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

政府は、2015（平成 27）年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%減（2005（平成 17）年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、同年 12 月のパリ協定の採択を受け、同年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

2020（令和 2）年 10 月には、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2021（令和 3）年 10 月には、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中間目標として 2030（令和 12）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けた削減目標も示されました。

④ 本町の取組

1997（平成 9）年に発効された「京都議定書」及び国の情勢、並びに、2002（平成 14）年度に認証取得した朝日町 ISO14001 環境マネジメントシステム、更には、2006（平成 18）年度からの行政改革実施計画等を踏まえ、節電・節水、エコオフィスなどに努めてきました。

また、具体的な取組として、上水道の配水システムを全町自然流下方式へ変更、企業と連携したエコ通勤活動、公用車の省エネ車（HV）採用、公共施設へのグリーンカーテン（直射日光遮断）、防犯灯・街路灯の LED 化、小中学校への太陽光発電システムの導入など、環境に配慮した設備などへの転換を図ってきました。

具体的な取組は以下に示します。

時 期	内 容
2007（平成 19）年 6 月～	上水道配水ポンプを自然流下方式に変更
2009（平成 21）年 12 月～	エコ通勤（1 カ月間・年 2 回）企業エコネット活動
2010（平成 22）年 7 月	公用車 プリウス（HV）導入
2011（平成 23）年～	公共施設へのグリーンカーテン（直射日光遮断）
2012（平成 24）年 11 月	公用車 ストーリア → アクア（HV）に更新
2013（平成 25）年 6 月	公用車 マーチ → アクア（HV）に更新
2013（平成 25）年～	屋外照明（防犯灯、街路灯）の LED 化
2015（平成 27）年 3 月	太陽光発電設備導入（小学校）
2016（平成 28）年	太陽光発電設備導入（中学校）
2016（平成 28）年 3 月	公用車 パッソ→プリウス（HV）に更新

計画策定経緯については以下に示します。

地球温暖化防止実行計画

計画期間	2001（平成 13）年度から 2005（平成 17）年度までの 5 年間
基準年度	2001（平成 13）年度
目 標	基準年度排出量から目標年度の 2005（平成 17）年度比で 6 %削減する
対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）
対象施設等	役場庁舎、上下水道課、保育施設（南保育園）、公用車
重点的な取組	電気使用量、ガソリンなどの燃料使用量の削減

第 1 次朝日町地球温暖化対策実行計画

計画期間	2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの 5 年間
基準年度	2012（平成 24）年度
目 標	基準年度排出量から目標年度の 2018（平成 30）年度比で 3.05%削減する
対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）
対象施設等 （基準年度）	役場庁舎、上下水道課、教育文化施設、あさひ園、小学校、中学校 公用車 30 台
重点的な取組	電気使用量、ガソリンなどの燃料使用量の削減

第 2 次朝日町地球温暖化対策実行計画

計画期間	2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度までの 5 年間
基準年度	2017（平成 29）年度
目 標	基準年度排出量から目標年度の 2030（令和 12）年度比で 26%削減する
対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）
対象施設等 （基準年度）	役場庁舎、上下水道課、教育文化施設、あさひ園、小学校、中学校、公民館、 体育館、公用車 4 台
重点的な取組	電気使用量、ガソリンなどの燃料使用量の削減

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、公共施設における事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めることとします。

2. 対象範囲

本計画の対象範囲は、役場庁舎のほか、町（教育委員会、議会を含む）が所有し管理する公共施設及び公用車、並びに全ての事務事業とします。

対象施設一覧

所管部署（担当課等）	施設名等
庶務・町史編さん課 (庁舎内全課等)	役場庁舎
上下水道課	縄生浄水場、縄生水源地、柿水源地 白梅配水池①、白梅配水池②
文化課、子育て健康課	歴史博物館、図書館、児童館
文化課	歴史資料館
あさひ園	あさひ園
教育課	小学校
教育課	中学校
生涯学習課	公民館、体育館、町民スポーツ施設
保険福祉課	保健福祉センター、障害者自立支援センター

3. 対象とする温室効果ガス

本計画では地球温暖化対策推進法（第2条第3項）に掲げる7種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

4. 計画期間

計画期間は、国の動向ならびに朝日町総合計画と整合を図るため、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度の7年間とし、基準年度を2017（平成29）年度とします。

なお、本計画の取組状況、環境・エネルギー政策など国の動向により、必要に応じて見直しを行います。

5. 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、朝日町役場の事務事業における温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する「地方公共団体実行計画」です。

また、地球温暖化対策計画及び朝日町総合計画に則して策定します。

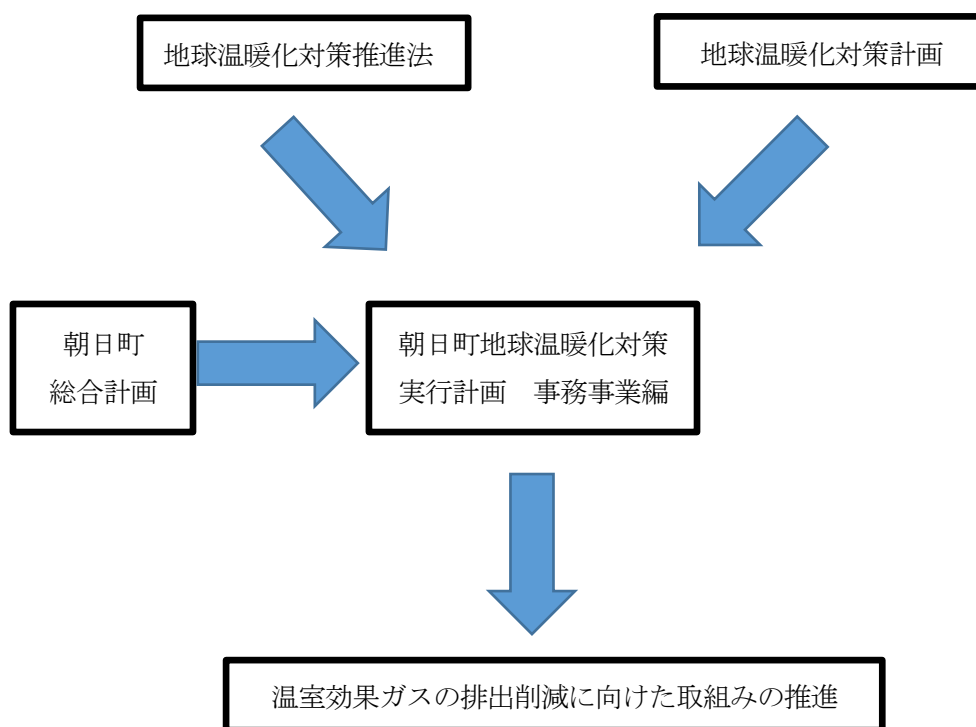
【地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

朝日町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け



第3章 温室効果ガス排出状況

1. エネルギー消費量

電気及び燃料の年度別使用量は以下のとおりです。

項目	2017(H29)	2018(H30)	2019(R01)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)
電気(kWh)	1,181,291	1,175,434	1,137,561	1,288,775	1,365,003	1,366,581
	961,090	920,672	901,545	935,688	962,166	955,302
計	2,142,381	2,096,106	2,039,106	2,224,463	2,327,169	2,321,883
灯油(L)	386	336	158	371	209	258
都市ガス(m ³)	32,296	34,674	36,795	36,066	38,907	37,636
LPガス(m ³)	28	31	36	43	29	15
ガソリン(L)	7,399	8,961	8,337	6,747	6,329	6,610
軽油(L)	172	81	95	209	240	238

⑩. H29（基準年度）～R1 では計上漏れの施設や項目があったため、再計算して計上している。

⑪. 電気使用量は、上段：(株)エネット、下段：中部電力ミライズ(株)で契約している。

2. 電気契約事業者

平成27年4月以降の電気契約事業者を以下に示します。

契約事業者：(株)エネット

役場庁舎	教育文化施設	あさひ園	小学校
中学校	公民館	体育館	スポーツ施設

契約事業者：中部電力ミライズ(株)

上下水道課	資料館	福祉センター	障害者自立支援センター
-------	-----	--------	-------------

3. 温室効果ガス算定方法

二酸化炭素の排出量は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、エネルギー消費量に排出係数を乗じて算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{排出係数}$$

排出係数は以下のとおりです。

項目	2017(H29)	2018(H30)	2019(R01)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)
電 気	0.405	0.423	0.426	0.391	0.373	0.405
	0.485	0.476	0.457	0.431	0.406	0.449
灯 油	2.49					
都市ガス	2.23					
LPガス	2.70					
ガソリン	2.32					
軽 油	2.58					

⑨. 電気の排出係数は、上段：(株)エネット、下段：中部電力ミライズ(株)の公表値（算定年度の前年の基礎排出係数）を用いています。

4. 温室効果ガス（CO₂）排出量

二酸化炭素（CO₂）の排出量は以下のとおりです。（単位：kg）

項目	2017(H29)	2018(H30)	2019(R01)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)
電 気	478,423	497,209	484,601	503,911	509,146	553,465
	466,129	438,239	412,006	403,282	390,639	428,931
計	944,552	935,448	896,607	907,193	899,785	982,396
灯 油	962	836	394	925	521	642
都市ガス	72,020	77,323	82,053	80,427	86,763	83,928
LPガス	76	83	98	116	78	41
ガソリン	17,166	20,789	19,341	15,653	14,684	15,334
軽 油	445	208	245	538	619	614
合計	1,035,221	1,034,687	998,738	1,004,852	1,002,450	1,082,955
H29 比較	—	-0.05 %	-3.52 %	-2.93 %	-3.17 %	4.61 %

⑩. H29（基準年度）～R1 では計上漏れの施設や項目があったため、再計算して計上している。

⑪. 電気事業者は、上段：(株)エネット、下段：中部電力ミライズ(株)の排出係数を用いて算出しています。

5. 温室効果ガス排出量増減要因

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。また、電力事業者の排出係数の変動により二酸化炭素の排出量は大きく影響を受けてまいります。

① 増加要因

- ・小中学校全教室エアコン設置 2017（平成29）年
- ・中学校電子黒板34台、小学校41台導入 2017（平成29）年度
- ・小中学校タブレット端末570台導入、67教室に無線LAN整備 2018（平成30）年度
- ・小学校給食室調理設備拡張による都市ガス増加 2020（令和2）年9月～
- ・中学校給食開始による都市ガス増加 2020（令和2）年9月～
- ・GIGAスクール小中学校児童生徒教師へパソコン852台購入 2020（令和2）年9月～
- ・小学校空気清浄機4台設置 2020（令和2）年度
- ・中学校空気清浄機3台設置 2020（令和2）年度
- ・教育文化施設空気清浄機2台設置 2020（令和2）年度
- ・体育館、公民館空気清浄機4台設置 2020（令和2）年度
- ・中学校、教師用パソコン6台購入 2020（令和2）年度
- ・あさひ園、空気清浄機20台設置 2020（令和2）年12月補正
- ・税務課、空気清浄機2台設置 2020（令和2）年度
- ・保健福祉センター空気清浄機18台設置 2021（令和3）年10月～
- ・小学校3教室エアコン設置 2021（令和3）年度
- ・小学校西プレハブ校舎エアコン設置 2021（令和3）年度
- ・小中学校各教室サーキュレーター50台設置 2021（令和3）年度
- ・小学校体育館灯油ヒーター3台、空気清浄機ファンヒーター2台設置 2021（令和3）年度
- ・小学校保健室、職員室ファンヒーター2台設置 2021（令和3）年度
- ・中学校、ビックファン3台、空気清浄機3台設置 2022（令和4）年度
- ・小学校、空気清浄機1台設置 2022（令和4）年度

② 減少要因

- ・保健福祉センターエアコン更新 2017（平成29）年度
- ・総務課、出納室、企画情報課、議員控室、省エネエアコン計4基取替
2017（平成29）年度
- ・議場、議会事務局、町長室、副町長室の省エネエアコン取替 2018（平成30）年度
- ・保健福祉センターエアコン更新 2018（平成30）年度
- ・コロナの影響により体育施設の利用者減少 2019（令和元）年度～
- ・コロナの影響によりWeb会議への変更に伴うガソリン減少 2020（令和2）年度～
- ・小学校職員室エアコン取替 2020（令和2）年度
- ・保健福祉センターエアコン更新 2020（令和2）年度
- ・保健福祉センターエアコン18台更新 2021（令和3）年度
- ・児童館エアコン5台更新 2021（令和3）年度
- ・町民スポーツ施設事務所エアコン取替 2021（令和3）年度
- ・町体育館LED化 2022（令和4）年8月～

第4章 温室効果ガス排出量削減目標

1. 目標設定の考え方

地球温暖化対策推進法の改正に伴い、2021（令和3）年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量を46%削減（2013（平成25）年度比）する目標が示されたことを踏まえ、本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2. 数量的な削減目標

本計画では、2017（平成29）年度を基準年度として、最終年度の2030（令和12）年度において、**46%削減**することを目標とします。

項目	基準年度 2017（H29）年度 （t-CO ₂ ）	目標年度 2030（R12）年度 （t-CO ₂ ）
温室効果ガスの排出量	1,035	559
削減率	—	46%

第5章 目標達成に向けた取組み

1. 取組みの基本方針

公共施設等の省エネルギー化を進めるとともに、職員一人ひとりが日常業務を通じて、環境に配慮した取組を推進することにより、温室効果ガス排出量の削減と、施設維持管理経費の節減に取り組みます。

温室効果ガス排出量の約9割以上が、電気使用量が占めていますので、このエネルギー使用量の削減が、目標達成に不可欠となります。

2. 省資源・省エネルギーの推進

① 公共施設等の改善

項目	具体的な内容
①施設・設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内照明のLEDへの更新、調光システムの併用導入に努めます ・省エネルギー型の空調設備への更新に努めます ・屋外照明を更新する際は、LED照明への更新に努めます ・新庁舎建設時には太陽光発電等再生可能エネルギーの導入、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等、建物で消費するエネルギーを極力抑えた庁舎を目指します
②機器の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・L2-Techを参考にしながら機器の導入に努めます
③公用車の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド車等環境に配慮した車両の導入、更新に努めます

③. L2-Techとは環境省が公表する先進的な低炭素技術の水準にあることを認証された製品

② 電気使用量の削減

項目	具体的な内容
①施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは、業務上必要がない照明は消灯します ・時間外は不要な照明は消灯します ・会議室、給湯室、トイレ等の照明は必要時に使用します ・自動ドアの使用を自粛します
②事務機器等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・使用しないパソコン、プリンター、その他電子機器等は電源を遮断します
③冷暖房・空調機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器のフィルターは定期的に清掃し運転効率を向上させます ・クールビズ、ウォームビズなど、室温に合わせた服装を心掛けます ・ブラインド等を使用し、冷暖房の負荷軽減に努めます ・夏場はグリーンカーテンを施し、室温上昇を抑えます
④労働時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの徹底などで節電に努めます

③ 燃料使用量の削減

項目	具体的な内容
①公用車の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・走行ルート of 合理化、相乗りの励行、アイドリングストップ等、エコドライブを実践します ・待機中でもエンジン停止を励行します ・燃料使用量を常に把握しタイヤ空気圧を適正に保ちます
②ガスの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・火力調整を行い、ガス消費の無駄をなくします
③灯油の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機による温度管理を行い、使用量削減に努めます

④ 省資源化の取組

項目	具体的な内容
①紙類の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーの徹底、縮小コピー行い用紙の削減を図ります ・資料等の簡素化、電子化に努め、可能な限りペーパーレス化を図ります ・資料の作成部数は最小限に止め無駄を省きます
②水道使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所、給湯室などで水を使用する場合は、蛇口をこまめに締める。又は水を溜めて使うなど節水に努めます ・トイレの洗浄用水の節水に努めます ・公用車の洗車にあつては、洗車方法を工夫し、節水に努めます
③廃棄物の削減、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済の封筒、ファイルなどは再利用を促進します ・ごみの分別を徹底し、再資源化・ごみの減量化に努めます ・ハガキサイズ以上の紙類、シュレッターごみはリサイクルします ・使用済のプリンタートナーは業者回収します ・自動販売機の飲料容器は、回収ボックスを使用します
④物品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合商品の購入に努めます ・コピー用紙は原則 R100 を使用します ・トイレトーパーは再生品を使用します ・プリンタートナーは再生品を使用します

⑤ その他の取組

項目	具体的な内容
①職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取組みます ・出張等移動の際には公共交通機関の利用に努めます
②低炭素エネルギーの調達	<ul style="list-style-type: none"> ・電気エネルギーの調達に際しては、二酸化炭素排出係数が小さい電気事業者との契約に努めます

第6章 推進管理体制、推進状況の公表

1. 推進体制

地球温暖化対策を進めていくためには、全庁的に一体となって取組みを進める必要があります。このため、地球温暖化対策実行計画策定委員会を設置し、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」及び「地球温暖化対策推進委員」を1名配置し、取組みを推進します。

① 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に各課及び各施設の長を責任者とします。本計画の進捗状況を管理し、定期的に事務局に報告します。

② 地球温暖化対策推進委員

各課及び各施設に1名配置します。推進委員は、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者より指名された者として、各課及び各施設において取組みを推進し、その状況を定期的に推進責任者に報告します。

③ 地球温暖化対策事務局

防災環境課副参事を事務局長とし、防災環境課職員で構成します。事務局は、各課及び各施設の状況を把握し、朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会に報告します。

2. 進捗管理

取組み目標を達成するためには、進捗状況の把握と評価が必要であることから、日頃の事務事業活動による進捗管理を適切に行い、毎年の取組みに対して、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行います。

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

① 事務事業編の見直し

朝日町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理し、朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会に報告します。

委員会は、進捗状況を確認・評価し、改定要否の検討を行い、必要がある場合には計画の改定を行います。

② 進捗状況の公表

朝日町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況は、朝日町の広報紙やホームページ等で公表します。

資料1

朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(会の名称)

第1条 本会は、朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画策定に向けて調査・研究を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務について調査・研究を行う。

- (1) 温室効果ガス排出量の把握
- (2) 温室効果ガス排出量の抑制につながる取組み
- (3) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、各課等より課長等が指名し、町長が任命する職員をもって組織する。

- (1) 委員会には会長を置き、防災環境課の委員がその任にあたる。
- (2) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、防災環境課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第13号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



第3次朝日町地球温暖化対策実行計画

令和6年4月改定
朝日町役場 防災環境課

〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

TEL : 059-377-5610 FAX : 059-377-5661

URL : <https://www2.town.asahi.mie.jp/>

E-meil : bousai@town.asahi.mie.jp